

令和 8 年 10 月 7 日

文部科学大臣 殿 103

厚生労働大臣 殿 104

奈良県知事 殿 105

奈良県教育委員会教育長 殿 106

特定非営利活動法人奈良県自閉症協会

理事長 河村 舟二 印

令和 9 年度予算編成等に係る要望書

～通常の学級における支援体制の整備とインクルーシブ教育の推進について～

平素より、障害のある子どもたちの教育及び福祉の推進に格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会は、自閉症をはじめとする発達障害のある人とその家族を支援する団体として、インクルーシブ教育の推進に取り組んでおります。つきましては、令和 9 年度の国及び奈良県の予算編成に当たり、下記のとおり要望いたしますので、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

Ⅰ 要望の趣旨

障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第 24 条は、障害のある人が、障害を理由として一般的な教育制度から排除されないこと、また、自己の生活する地域社会において、他の者と平等にインクルーシブな教育を受けることができることを求めています。令和 4 年 9 月、国連障害者権利委員会は、我が国に対する総括所見において、分離された特別な教育の仕組みの継続に懸念を示し、インクルーシブ教育に関する国家的な行動計画の策定等を勧告しました。

この勧告は、特別支援学校や特別支援学級に通う子どもの存在を否定するものではなく、障害のある子どもが「通常の学級」か「特別な場」かを、あらかじめ分けられた二つの仕組みの中から選ばざるを得ない現状の見直しを求めるものと受け止めております。現状では、通常の学級に十分な支援体制が整っていないため、保護者が安心を求め

て特別支援学級・学校を選択せざるを得ない場合が少なくありません。

当協会は、現在の特別支援教育の成果を尊重した上で、その専門性と予算を通常の学級にも行き渡らせ、どの場を選んでも必要な支援を受けられ、かつ、その選択が真に自由なものとなるよう、中長期的な制度整備を計画的に進めることを求めるものです。

2 現状と課題

令和6年度の全国の小・中学校における不登校児童生徒数は35万3,970人（小学校137,704人、中学校216,266人）と、前年度の346,482人を上回り過去最多となりました。

また、文部科学省の令和7年度調査研究では、調査対象校における令和6年度の不登校率が全児童生徒では3.71%であったのに対し、発達障害等のある児童生徒では13.26%と約3.6倍に上り、とりわけ、通常の学級に在籍し通級による指導を利用していないが、発達障害等に起因する特別な教育的支援の求め・相談があった児童生徒では22.76%に達することが示されています。同調査では、通常の学級において可能な支援・合理的配慮を組織的に検討すること、校内委員会やケース会議、保護者との連携、分かりやすい授業、本人・保護者との建設的な対話、就学・進学時の丁寧な情報引継ぎなどが、不登校率の低下と統計的に有意な関連を示したことも報告されています。

一方、特別支援教育支援員については、令和8年度に全国で77,400人分（幼稚園7,800人、小学校53,500人、中学校15,100人、高等学校1,000人）の地方財政措置が講じられていますが、実際の配置人数や勤務時間は市町村の判断と財政状況に委ねられており、奈良県内においても、全校配置を行う市町村と、一部の学校への非常勤配置にとどまる市町村との間に差が生じています。

3 要望事項

以下の数値目標は、令和12年度までの達成を目途とするものです。

（1）国に対する要望

ア 通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒への支援に必要な教職員（特別支援教育支援員、加配教員等）の配置に係る財政措置を拡充し、地域間格差が生じないよう十分な予算を確保すること。特に、特別支援教育支援員に係る地方財政措置（令和8年度77,400人分）について、地域の実情及び支援ニーズに応じた十分な配置を可能とする水準まで段階的に拡充し、令和9年度において、現行措置に加え概ね100億円規模の財政措置の拡充を図ること。

イ 通常の学級の担任をはじめとする全ての教員が、発達障害に関する理解と対応力を身につけられるよう、研修・養成に係る予算を拡充し、通常の学級の担任の発

達障害に関する研修受講率を令和 12 年度までに 100%とすること。

- ウ 通級による指導の担当教員の基礎定数化を着実に進めるとともに、専門性を有する人材の確保・育成に必要な予算を確保し、通級による指導を希望する児童生徒が居住地の学校で指導を受けられる体制を整えること。あわせて、通級による指導が在籍学級での学びと切り離されることのないよう、通級担当教員と在籍学級の担任との連携を図る体制を整えること。
- エ 通常の学級における合理的配慮の提供及び環境整備（個別の教育支援計画の作成・活用、校内の支援体制づくり、施設・教材の整備等）に必要な予算を確保すること。
- オ 権利条約及び総括所見を踏まえ、インクルーシブ教育の推進に関する中長期的な計画を、令和 9 年度中に数値目標を付して策定し、その実現に必要な予算を計画的に措置すること。

（２）奈良県に対する要望

- ア 県内の通常の学級における支援体制の整備に必要な教職員及び支援員の配置を拡充し、県内市町村間の配置状況の格差を是正するための県独自の財政支援を講じること。具体的には、令和 12 年度までに県内の公立小・中学校において支援ニーズに応じた特別支援教育支援員を配置できるよう、市町村への補助制度を創設し、令和 9 年度は、支援員 1 人当たり年 100 万円の補助により新規 50 人分、5,000 万円を確保すること。
- イ 通常の学級の教員を対象とした、発達障害に関する研修を県として計画的に実施し、そのために必要な予算を確保し、令和 12 年度までに県内の公立小・中学校の全教員の受講を完了すること。
- ウ 通級による指導を、通常の学級における支援・合理的配慮を補完するものとして位置付け、居住地の学校で必要な指導を受けられるよう、令和 12 年度までに全ての市町村で、通級による指導を利用できる体制を整えること。あわせて、専門性を有する教員の確保・配置を進めるとともに、言語聴覚士等の専門職との連携・活用を推進し、在籍学級の担任との連携を図ること。
- エ 就学先の決定に当たり、本人及び保護者の意向が十分に尊重され、いずれの場を選択しても必要な支援が受けられるよう、就学相談・情報提供の体制を充実させ、令和 9 年度中に県内全市町村で実施できる体制を整えること。
- オ 本人の意思や気持ちを丁寧に聴き取り、教育の場や支援内容の決定に反映する仕組みの構築に必要な予算を確保すること。

(注) 上記の予算規模及び配置人数は、支援体制の拡充に必要な規模を示すための当協会による政策上の試算及び目標であり、国及び地方公共団体における配置単価、勤務時間、財政措置等を踏まえて調整するものとする。

4 要望の理由

特別支援教育に専門性や予算が集中する一方で、通常の学級の体制整備が十分でないことが、保護者が特別な場を選ばざるを得ない大きな要因となっております。通常の学級においても同水準の支援と専門性が確保されれば、子ども一人ひとりに応じた学びの場を、真に自由に選択できる環境に近づくものと考えます。

この取組は、現在の教育環境に安心している御家庭の思いを損なうものではなく、現在の子どもたちと次の世代の選択肢を広げるための、時間を要する制度づくりであります。ついては、その基盤となる人的配置、研修及び環境整備に係る予算の確保を要望するものです。

以上

(連絡先)

特定非営利活動法人奈良県自閉症協会 事務局

住所：〒639-1055

奈良県大和郡山市矢田山町 84 番地 10

電話：0743-55-2763

E-mail：kawafune@ares.eonet.ne.jp